秘密保持契約書

株式会社建設環境研究所(以下、「甲」という。)と、業務の受託者(以下、「乙」という。)とは、甲が乙に委託する業務(業務の委託可否にかかる検討を含むものとし、別途業務委託契約が締結された場合の委託業務とする。以下、「本件業務」という。)のために甲が乙に開示する甲の秘密情報の取扱に関し、次の通り契約(以下「本契約」という。)する。

第1条 (秘密情報の定義)

本契約における秘密情報とは、甲が乙に開示するにあたって、書面、口頭、電子メールその他方法を問わず開示した技術上又は営業上の情報であって、開示の際に秘密情報である旨表明した一切の情報をいう。

ただし、乙につき次の各号に該当するものは除外する。

- ①甲より開示を受けた時点において既に公知であったもの
- ②甲より開示を受けた後に情報受領者の故意・過失によらず公知となったもの
- ③甲より開示を受ける前に乙が自ら知得し又は秘密保持義務を負っていない第三者より 正当な手段により入手していたことを情報受領者が証明できるもの
- ④乙が、甲より開示された秘密情報によることなく、独自に創作・開発したもの
- 2 前項の規定にかかわらず、甲が乙に開示又は提供した個人情報は秘密情報とする。 ここで、個人情報とは、甲が提供した生存する個人に関する情報であって、当該情報に 含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの (他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができること となるものを含む。)をいう。

第2条 (秘密保持義務)

- 1 乙は、前条による秘密情報を第三者に開示若しくは漏洩しないものとする。ただし、事前に甲より書面による承諾を得た場合はこの限りではない。
- 2 前項の甲の事前承諾を得た場合であっても、乙は、当該第三者が本契約上の乙の義務と 同等の義務を甲に対して負う旨を確約する書面を甲に提出するものとし、甲がこれを受 理するまでは、当該第三者に対し前条の秘密事項を開示しないものとする。
- 3 当該第三者に秘密情報を開示した後は、乙は当該第三者と連帯して甲に対してかかる義務の履行につき責任を有するものとする。
- 4 乙は、秘密情報の不正使用、不正開示又は漏洩を防止するため、自己の秘密情報を管理するのと同等の注意義務をもって秘密情報を管理しなければならないものとする。
- 5 秘密情報に関する複製物及び二次的資料についても前項と同様とする。

第3条 (使用目的)

乙は、本契約により開示される秘密情報を本件業務の目的のためにのみ使用し、それ以 外の目的には一切使用しないものとする。

第4条 (秘密情報の開示の範囲)

乙は、第1条により開示された秘密情報を、乙の役員又は従業員であって本件業務に従事し業務遂行上当該秘密情報を知る必要がある者及び、乙の顧問弁護士、顧問会計士、顧問税理士その他の法律上秘密保持義務を負う専門家(以下、当該役員、従業員並びに当該顧問弁護士、顧問会計士、顧問税理士及びその他の法律上秘密保持義務を負う専門家を総称して「役員又は従業員等」という。)に限り、その必要な範囲内でのみ開示するものとする。乙は、当該役員又は従業員等に対して本契約で定めた事項について、その義務を遵守させるものとする。

第5条 (秘密情報の複製)

- 1 乙は、秘密情報である文書、図面、その他書類、電子メール、USB、フロッピーディスク、MOディスク等磁気的又は光学的に保存された媒体を複製又は複写しないものとする。ただし、事前に書面による甲の承諾を得た場合はこの限りではない。
- 2 乙は、本契約が解約されたとき、中止若しくは中断されたとき又は甲から要請があったときは、秘密情報が記載又は保存された文書、図面その他書類、電子メール、USB、フロッピーディスク又はMOディスク等を、その写しと共に全て甲に引渡すものとする。

第6条 (秘密情報及び成果の帰属)

- 1 甲から乙に開示された全ての秘密情報は、甲に帰属するものとし、乙に対する秘密情報の開示により、特許権、商標権、著作権その他のいかなる知的財産権も譲渡される ものではなく、また、使用許諾その他いかなる権限も与えられるものではない。
- 2 秘密情報に基づいて発明、考案、意匠及び著作物の創作をした場合、その知的財産権は甲に帰属するものとする。ただし、乙が従前より保有する知的財産権については、 乙に留保されるものとする。

第7条 (情報管理体制の整備)

- 1 乙は、自らの従業員に対して、本契約に定める事項を十分に説明し、秘密情報の保持について教育を徹底しなければならない。
- 2 乙は、情報管理責任者を設置した上で、甲から提供を受けた秘密情報を善良な管理者の注意義務をもって管理しなければならない。

第8条 (事故発生時の対応)

- 1 秘密情報が第三者に漏洩したおそれが生じたときは、乙は直ちに甲に報告し、損害の拡大防止に努めなければならない。
- 2 甲は乙に対して書面で予告をして、営業期間中乙の立ち会いのもと、乙の事務所に立ち入り、本契約上の乙の義務の履行状況を調査できるものとする。

第9条 (差止請求)

- 1 甲は、乙が本契約に違反した場合、乙に対して、秘密情報の使用を差し止めることができる。
- 2 乙は、本契約に違反した場合、損害の発生及び拡大防止のため適切な措置を採らなければならない。

第 10 条 (損害賠償等)

乙又は第2条第1項の承諾を得て乙が秘密事項を開示した第三者に起因して秘密情報 が漏洩し、これにより甲又は甲の顧客が損害を被った場合には、甲は乙に対し直接か つ現実に被った通常損害の範囲内において、損害賠償を請求できるものとする。ただ し、本契約による義務の履行につき乙に懈怠のなかったことを乙において証明した場 合はこの限りでない。

第11条 (契約の有効期間)

本契約の有効期間は、本契約締結日より3年間とする。但し、本契約の有効期間満了の3か月前までにいずれかの当事者から本契約を終了させる旨の申し出がない限り、本契約は1年間延長されるものとする。

第12条(存続条項)

前条の規定にかかわらず、本契約が終了した場合でも、本条、第8条(事故発生時の対応)、第9条(差止請求)、第10条(損害賠償等)、第13条(秘密情報等の返還)、第16条(合意管轄)については、有効に存続する。

第 13 条(秘密情報等の返還)

- 1 乙は、本契約が終了したとき又は甲から要請を受けたときは、直ちに秘密情報が記録 された書面その他の媒体(第5条に基づき複製、複写又は要約されたものを含む。) の一切を甲に返還しなければならない。
- 2 甲は、乙に対し、前項の返還に代えて、前項に記載された媒体を乙の責任で廃棄をするとともに、かかる廃棄の事実を証明する文書を提出するよう求めることができる。

第14条(協議条項)

本契約に定めのない事項又は本契約に関して疑義が生じた場合は、甲乙は誠意を持って協議し、その解決にあたるものとする。

第15条(準拠法)

本契約は、日本国法に準拠するものとする。

第 16 条 (合意管轄)

本契約に関して紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第17条(反社会的勢力の排除)

- 1 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、本契約締結日において、自ら(その役員及び従業員を含む。以下同じ。)が、次の各号のいずれにも該当しない事を表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
- ①暴力団
- ②暴力団員
- ③暴力団準構成員
- ④暴力団関係企業又は暴力団関係団体
- ⑤総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団
- ⑥その他前各号に準ずる者
- 2 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して次の号に該当する行為を行わないことを確約する。
- ①暴力的な要求行為
- ②法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③相手方との取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- ④風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の 業務を妨害する行為
- ⑤その他前各号に準ずる行為
- 3 甲又は乙が、第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、その相手方当事者は本契約を解除できるものとし、本契約が解除された場合、乙は、第13条に従い秘密情報を返還するか、破棄するものとする。

第 18 条 (その他)

本契約は、日本語で作成されたものを正文とする。本契約につき翻訳が作成される場合においても、日本語の正文のみが契約として効力を有するものとし、翻訳は何らの効力を有しないものとする。

以上、本契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲及び乙は、各1通を保有する。

2025年3月5日

Z

(業務の受託者)

住所 東京都豊島区東池袋2—23—2 ^{会社名} 株式会社建設環境研究所 代表取締役社長 川鍋 範廣

印

東京都千代田区麴町三丁目7番地6 住所 株式会社 プレック研究所 会社名 代表取締役 杉 尾 大 地

P